

令和8年度休み方改革推進プロモーション事業 仕様書

1 業務の名称

令和8年度休み方改革推進プロモーション事業

2 業務の目的

「こどものために休むことが当たり前となる社会環境の実現」に向け、「こどもや子育てにやさしい休み方改革」の取組の認知度向上や育児休業・有給休暇等の取得促進を図ることを目的とする。

3 業務の内容

(1) やまぐち働き方改革推進優良企業表彰 特別賞（休み方部門（仮称））受賞者と協同による休暇取得の啓発動画制作

県が表彰する「やまぐち働き方改革推進優良企業表彰 特別賞（休み方部門（仮称））」受賞企業と協同し、「県内の魅力発見」「家族でやま学の日の取得」「長期有給休暇の取得」など、多様な休み方をテーマとした休暇取得の啓発動画を制作し、広報する。

- ・ 1社程度
- ・ ショート動画及びCM用動画の制作

(2) ユースワークチャレンジャーと協同による若手主導の働き方・休み方改革の啓発動画制作、記事作成及び特設サイトによる広報

県が募集する、ユースワークチャレンジャー（働き方・休み方改革につながる業務改善等に積極的に取り組む若手社員）が活躍する企業と協同し、「働き方・休み方改革」「職場の業務改善」「仕事と生活の両立支援」など、若手社員を中心としたボトムアップの取組をテーマとした休暇取得や若手の働きがいの啓発動画を制作し、広報する。また、若手社員（又は企業）ごとの記事の制作及び特設サイトの新設により、取組を県内外に広く発信する。

①動画制作

- ・ 2本程度（休み方版・働き方版各1本程度）
- ・ 1本あたり3～5社程度取り上げる
- ・ 各ショート動画及びCM用動画の制作

②記事制作

- ・ 10社程度
- ・ 1社1カード形式（画像＋短文紹介）程度

③特設サイトによる広報

- ・ ユースワークチャレンジの取組を紹介するための特設サイトの新設

(3) 「こどもや子育てにやさしい休み方改革」の広報

県内企業の経営者・管理職にとどまらず、県民に幅広く情報が届くよう、テレビCMやSNS広告等の広報を実施する。

- ・ 3（1）及び（2）で制作した動画素材や県が保有する過去の「こどもや子育てにやさしい休み方改革」PR動画等素材を活用
- ・ 5月（こどもまんなか月間）や11月（こどもや子育てにやさしい休み

方改革月間)、2月(2月13日(やまぐち“とも×いく”デー))など期間を設定して集中的に広報を実施

- ・その他、特設サイトやノベルティグッズ作成等により、効果的な広報を実施

(4)「共育て時代の働き方・休み方改革」リーフレットの作成

柔軟な働き方を実現するための制度導入や育児休業・有給休暇の取得促進、共育て職場環境づくりを支援する県の奨励金・補助金の活用事例等の普及のための企業向けリーフレットの作成

- ・A4見開き4ページ、フルカラー、マットコート110kg
- ・2,000部程度
- ・構成イメージ

（ 1ページ：表紙、働きやすい職場環境づくりの必要性
1ページ：制度紹介、県内企業の先進事例紹介
2ページ：奨励金・補助金紹介、県内企業の活用事例紹介 ）

【参考】作成動画について

- ・本事業の目的に沿った動画を制作する。
- ・WMV及びmp4形式で、アスペクト比16：9のフルHDとする。
- ・mp4形式については、YouTubeにアップロード可能で、テロップを含めた画像や音声鮮明に視聴できるようにする。
- ・映像中の会話等に対して、字幕を付して制作する。(ポイントで可)
- ・映像右上部に「山口県」と表記するなど、山口県が製作したことを認識できるように制作する。
- ・納品は、WMV及びmp4形式をDVDに収録し、原版1枚、複製1枚とする。
- ・「3(1)及び(2)動画制作」における企業との交渉について
県と協議の上、出演者、協力者等に交渉を行うものとする。また、出演者、協力者等の肖像権、及び、音楽の著作権等に関する調整を行い、配信しようとする媒体や県ホームページ、YouTubeなどの媒体で配信することの同意を得るとともに、必要に応じ、委託料の範囲で料金を支払うものとする。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 委託料の返還

委託者は、受託者が事業の実施に当たり本仕様書に反した場合には、受託者に委託契約額の一部又は全部を返還させることができるものとする。

6 その他

(1) 個人情報の取扱い

受託者は、この業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならないものとする。

(2) 著作権の取扱い

成果品の著作権は、委託者である県に帰属するものとし、受託者は、著作
者人格権を行使しないものとする。

(3) 仕様書の変更等

本仕様書の記載事項を変更する必要があるときは、委託者と受託者との
協議により定めるものとする。

7 疑義

本仕様書に関して疑義の生じた事項及び本仕様書に定めのない事項について
は、すべて委託者と受託者が協議の上、これを解決するものとする。

以上